

鎌選管第1655号

平成30年1月16日

鎌倉市議会議長

山田 直人 様

鎌倉市選挙管理委員会

委員長 北村 智生



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

選挙管理委員会事務局 (内線2472)

議会受付番号	文書質問第3号
質問者	長嶋議員
答弁する者	選挙管理委員会委員長

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第3号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

文書質問第1号回答、鎌選管第1446号について回答がきちんとなされていないので、速やかに、誠実かつ正確に回答を再度求める。

鎌倉市長選挙において『街頭演説用標旗』を選挙期間中『松尾たかし候補』が自転車につけて走りまわっていた事は「公職選挙法」に抵触するかどうかの答弁をいただいていないので、警察に確認の上きちんと回答願う。

また、『温故知新ののぼり旗』が「公職選挙法」に抵触するかいなかの回答は、『ただちに氏名を類推させるとは言い難いものと考えます』との回答であるが、以前警察に指導された時の見解と異なるが、そういう事で良いのか警察に確認を取って回答を頂きたい。

並びに、松尾たかし候補の街宣車が選挙運動期間外に、候補者の看板が外から見える状態で駐車していた事は『公職選挙法第129条に抵触するおそれがあるものとする』との答弁であるが、「おそれ」があるかどうかを聞いているのではなく、抵触するかどうかを聞いているので、警察に確認の上きちんと回答願う。

2 質問の理由

文書質問第1号回答、鎌選管第1446号について回答がきちんとなされていないので回答していただく為。

3 答弁

平成30年1月5日（金）に上記質問内容について、大船警察署から、神奈川県警察本部との調整の結果、「警察は取締り機関のため法解釈についてお答えする立場にありません。」との回答を得ました。

このため、鎌倉市選挙管理委員会として、いただいたご質問への回答はできません。